

令和4年3月10日
日本薬剤師会

薬剤師が自宅から行うオンライン服薬指導について (基本的な考え方)

薬剤師が地域医療の担い手として、より一層の役割を担っていくことが期待される中、保育や介護を行いながら働く薬剤師においては、やむを得ず自宅を離れることができないケースが発生してしまうといった問題が存在する。地域医療における医療資源の活用という観点から、そのような薬剤師を活用する方策として、患者のかかりつけ薬剤師が、当該薬剤師の自宅からオンライン服薬指導を実施できるよう検討を進めることは必要ではないか。

そのうえで、今後の検討にあたっては、特に以下に整理する点に留意する必要があると考える。

1. オンライン服薬指導を行う薬剤師

- 自宅においてオンライン服薬指導を行う薬剤師は、調剤を行う薬局で調剤業務に従事・勤務している薬剤師であること。

(理由)

- 調剤業務とは、処方箋の受付・確認、処方監査、疑義照会、薬剤の調製、調製された薬の鑑査、情報提供、服薬指導、モニタリングといった一連の行為であり、薬剤師自らが責任を持って実施する必要がある。これにより医療安全が担保される。
- 調剤を行った薬局の開設者は、当該薬局の薬剤師にその薬剤に関する情報提供および服薬指導並びに相談応需を実施させなければならないことが、法令上義務付けられている。

2. オンライン服薬指導を行う薬剤師の役割、位置付け

- 薬剤師が自宅から行うオンライン服薬指導は、薬局において調剤業務にあたる薬剤師が行う服薬指導の補完的業務の範囲とならざるを得ないこと。

(理由)

- 調剤時の服薬指導は、責任の所在が一貫している必要があるとの観点から、まずは実際に調剤を行った薬剤師が行うことが適切である。薬剤師が自宅から行うオンライン服薬指導は、自宅にいる薬剤師が行うことがより適切であるとの理由がある場合や、患者の意向に沿う形である必要がある。
- 具体的には、患者のかかりつけ薬剤師でなければ対応できないケースであるために、薬局で現に調剤にあたっている薬剤師が当該かかりつけ薬剤師による服薬指導の必要性があると認めた場合や、薬局で調剤にあたっている薬剤師と連携の下、当該患者の求めに応じて自宅にいる当該かかりつけ薬剤師がオンライン服薬指導を行う場合などが想定される。

3. オンライン服薬指導にあたり必要な情報および環境

- 薬剤師が服薬指導を行う際には、対面方式・オンライン方式のいずれの場合であっても、当該患者の薬剤服用歴をはじめ、併用薬、副作用歴、アレルギー歴、複数科受診、疑義照会の内容等に関する当該患者の情報の確認が不可欠であること。

(理由)

- 過去に患者から収集・確認した、当該薬局に保管されている調剤録・薬歴等の記録内容を確認したうえでなければ、適切な服薬指導を行うことができない。
- 薬剤師が自宅からオンライン服薬指導を行う場合には、対面指導と同様、患者の正確な薬歴情報の確認・把握が必要。薬剤師が自宅において患者情報を参照するためには、医療安全の確保、患者・薬剤師双方のプライバシーや個人情報の保護、安全・適切に服薬指導を行うことができる場所の確保、通信環境に係るセキュリティの確保等が担保されていなければならない。
 - ・ 画像や音声を伴うやり取りとなるため、薬剤師の同居家族等に、患者の個人情報やプライバシーが漏洩しないための対策
 - ・ 個人情報の流出防止のため、個人所有のパソコンなどの端末の使用は不可とすることや、電子媒体・紙媒体を問わず情報の保管方法の厳格なルールを設けるなどの措置

など

4. 薬剤師が自宅でオンライン服薬指導を実施することが想定されるケース

- 薬局における業務においては、一般的なテレワークのように、常に薬剤師が在宅勤務により対応することを前提とした調剤業務もしくは薬剤師業務は想定されにくいのではないか。
- 薬剤師が自宅でオンライン服薬指導を実施することが想定されるケースとしては、たとえば、
 - ・ 家族の具合が悪くなり、勤務先の薬局に出向くことができない
 - ・ コロナ感染または濃厚接触の可能性があるため自宅待機となったといった場合など、常時テレワークによる対応を前提とする勤務形態は考えにくい。

5. 他の薬剤師との連携

- 管理薬剤師が、自宅からオンライン服薬指導を行う薬剤師が有する技能、能力、経験、知識等について把握できていること。
- 自宅からオンライン服薬指導を行う薬剤師も、当該薬局における調剤業務に従事しており、普段から当該薬局の他の薬剤師とのコミュニケーションが図れているなど、薬局の状況を理解できていること。